「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」（概要のポイント）

これまでの民間委託の導入効果

1．歳入の確保（特に初期回収及び徴収困難案件への対応）　2．地方公共団体内へのノウハウの蓄積（弁護士等の担い手の協力）

制度上の課題の解決策

国

○　既発通知の解釈の明確化及び周知徹底
- 平成19年3月27日付総務省通知
  （強制徴収権付債権の間であれば
  個人情報共有可）
- 平成23年3月3日付総務省通知
  （生活困窮者対策として本人の同意があれば
  私債権も情報共有可）

○　法令改正、通知等による新たな対応
- 個人情報共有の制限（地方税法22条及び
  上記平成19年総務省通知）について、
  私債権についても個人情報共有範囲の緩和
- 私人による公金収納の範囲の見直し
  （地方自治法施行令158条）

地方公共団体

○　弁護士への委託による債務者の事情に応じたきめ細かい対応

○　債権管理条例の整備等（専決処分手続整理）

更なる民間委託推進上の課題

1．導入検討段階

（1）制度上の課題
- 個人情報共有
- 公金収納業務に関する制約
- 委託可能範囲の明確化

（2）運用上の課題
- 地方公共団体側の意識醸成
- 費用対効果

2．導入後

（1）制度上の課題
- 福祉的配慮など公金特有の事情とのバランス
- 少額訴訟等議会の議決が必要

（2）運用上の課題
- 地方公共団体の債権回収ノウハウの蓄積
- 報酬体系のあり方（成功報酬制等）

運用上の課題の解決策

地方公共団体

○　庁内での統一的な債権管理方針の決定及び共有

○　研修、勉強会の開催

民間（担い手）

○　受託体制の整備

○　標準的な報酬体系の提示

地方公共団体

○　地方公共団体自らのコストの明確化

○　債権管理専門部署の設置(ノウハウ蓄積、担当部署との協業、債権の集約化)

○　任期付き公務員としての弁護士活用

地方公共団体

○　業務内容に応じた報酬体系の選択（成功報酬制、1件当たり固定報酬、あるいは組合せ等）

一層の効率的・効果的な公金債権回収の実現